

神奈川中央交通西(株)の乗合バスの上限運賃変更認可について

関東運輸局は、本日、令和5年3月31日付で「神奈川中央交通西株式会社」より申請のあった乗合バス事業の上限運賃の変更認可申請について申請のとおり認可致しました。

○運賃改定の申請内容

- 申請事業者： 神奈川中央交通西株式会社
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号)
取締役社長 北村 聡
- 対象路線： 一般路線バス全路線
- 改定内容

	現 行	申 請
対キロ区間制		
基準賃率	33円20銭	45円20銭
初乗運賃	180円	230円

- 平均改定率： 30.83%
- 実施日： 令和5年7月1日
- 乗合バス事業者のホームページ
<https://www.kanachu.co.jp/index.html>

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部旅客第一課
担当 川村、柿本、田中
電話 045-211-7245 FAX 045-201-8802

【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、山梨県
政記者クラブ